

## 豊明市文化財保護委員会会議録

日 時：平成28年5月10日（火）午後1時20分から

場 所：豊明市役所東館1階 会議室5

出席者：文化庁文化財部記念物課整備部門 中井調査官、愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室 保護・普及グループ 松本主事、浅井委員、三浦委員、成田委員、佐野委員、鈴木委員、近藤委員、岡村委員、永井委員

事務局：加藤教育部長、高木生涯学習課長、青木生涯学習課長補佐、岸田主査、神谷社会教育指導員

傍聴人：なし

### 1 あいさつ

委員長

### 2 委嘱状交付

戦人塚の整備に伴い、専門分野の有識者（整備部門については名古屋市立大学芸術工学研究科建築都市領域教授の岡村氏、考古学分野では愛知県埋蔵文化財センター調査課調査研究専門員の永井氏）を文化財保護委員として委嘱した。

### 3 議題

#### (1) 戦人塚の整備について

協議前に現地調査を実施し、文化庁の中井調査官より以下の点について指導・助言があった。

- ・標柱の史跡名が戦人塚で記されており、正式な名称である桶狭間古戦場附戦人塚に直すべきである。
- ・説明板が2箇所ある状況であり、一箇所に統一して遺跡の特徴・範囲を明記すべきである。
- ・文部省と記された石柱の境界標が1箇所しかなく、他に3箇所設置すべきである。
- ・本来の塚の形が崩れており、過去どのような形状であったのかを調べてから土を入れるとよい。  
敷地ライン境界のところまでにすると古墳であると間違われるためどの箇所が残っていて、削られているのかを調べるとよい。
- ・水抜きによる排水の位置については近隣に影響がないように設置すべきである。
- ・植生の問題について、過去の状態を調べ植物を根元から切るのか多少は残していくのかを考えていかなければならない。  
なお、土砂を留める目的で植物を植えることについては可能である。
- ・階段に手すりを設置するため、地面に打ち込む工法は地下の遺物を破壊する可能性もあり、認めることは出来ない。ただし、石段と一体型にするのはよい。
- ・観光協会の句碑は整備当初から無く、後から設置されたと考えられる。隅に移動すべきである。
- ・階段側に残る枯れた根はお寄りが躓く原因となるが、掘削によって形状変更となるため引き抜かない方がよい。蕪も残しておいた方がよい。  
ただし、削ることはよい。
- ・9月に再度、会議を開き、コンサルにも同席してもらい図面を提出してもらうようにするとよい。

◇各委員から出た意見は以下のとおり

- ・間米区、前後区で記録が残されているのか聞き取り調査するとよい。
- ・木を切ったところから土砂が流出する原因となっている。浸透性のある八事層となっているため植物の生態系を復元するとよい。
- ・二村山など従来からある豊明の八事層の土を被せるとよい。また、蘇類（苔植物の一群）、ヒサカキ、シャシャンボ等この地域の丘陵地の植物を植えるとよい。

## (2) 平成27年度 文化財保護事業報告について

平成28年度 文化財保護委員会事業計画について

- ・歴史民俗資料室の一般公開について多くの来場者に来ていただくため、どうしても参加してしていただけるのか特別展などで市民にアンケートをとると良い。または管理・運営規則を変えて開催日数を減らすべきである。

## (3) ナガバノイシモチソウ・大狭間湿地の一般公開について

- ・7月30日（土）～8月1日（月）のナガバノイシモチソウ一般公開の内、7月30日、31日は大狭間湿地の一般公開を同時に行う。
- ・公開スタッフとして豊明高校や愛知教育大学の学生の協力をお願いし、承諾をいただいている。  
例年の湿地作品展（写真・俳句）に替えて今年度は大狭間湿地の公開日を1日増やし、10月1日（土）に開催する。

## (4) 視察研修について

- ・9月16日に視察を予定する。前年度の会議において知多方面を予定していることから阿久比町の板山高根湿地を見学し、保全活動について直接担当者から話を聞く機会をつくる。その他、半田市内の半田赤レンガ建物、半田市立博物館、東海市内の平洲記念館を見学することで建物の保存管理、民俗芸能の継承、郷土の著名な人物を展示に反映させていくための取組みについて参考とする。
- ・歴史民俗資料調査研究会の会員にも、他の施設展示を見てもらうことで視野を広めていただくよう研修という形をとるとよい。

## 4 その他

○文化財の市指定・登録の進捗状況について

### ・沓掛城址

市の指定に向けた最終的な検証の場として5月11日に臨時の文化財保護委員会を開く。当日は、南山大学伊藤秋男名誉教授を講師に迎え、昭和56年～昭和61年の沓掛城址発掘調査に携わった際の報告内容について概要説明をお願いする。また現地に行き、現況との比較で縄張の様子について解説を行う。5月末を指定調書の提出期限とする。

### ・鎌倉街道

街道に該当する二村山の道が平成15年に内務省から市へ移管がされていることから、市内で唯一、道影を残し、市民憲章に記された二村山鎌倉街道を市の指定史跡地として保護していく。事務局の原案にもとづき趣旨を報告。年度内に指定調書をまとめていくことで検討する。

・古民家

事務局より独自の登録制度を行っている市町について3つの事例を報告。いずれも国の登録基準に準じているが、12月を目処に豊明市の地域に合わせた登録基準として要綱を作成する。

○大狭間湿地とナガバノイシモチソウの保全計画策定について

県指定のナガバノイシモチソウ自生地と市指定の大狭間湿地を対象としており、推進協議会をつくる必要がある。

県からの指導を受ける前に早めの策定が必要である。

イシモチソウの場合、協議会には豊明高校など市民の意見を入れた方がよい。

保全計画書は長年保全に携わっている浅井委員長が協議の上、作成する。

大狭間湿地については他市町（名古屋市守山区、豊橋市等）を参考にしながら自然観察会会長でもある三浦委員が協議の上、作成する。

○一之御前安産水の経過報告について

近藤委員より沓掛小学校新館の擁壁の一部から水が出てきていることを発見したので地元氏子から地下水と認めていただきたい旨の報告がされた。ボーリングに替えて、市内の水道業者に井戸を掘ってもらうと30万円ほどで出来るが社側につなげるには学校の許可も必要である。さらに湧き水が出た場合、機械ポンプの設置も必要なため、費用については今後市内水道業者より見積もりを行い、過去に見積もったものと比較検討する。